



2022年11月25日

各 位

会 社 名 株式会社ソフト99コーポレーション
代表者名 代表取締役社長 田中 秀明
(コード：4464、東証スタンダード)
問合せ先 取締役管理本部長 上尾 茂
(TEL. 06-6942-8761)

第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分要領

(1) 処 分 期 日	2022年12月12日(月)
(2) 処分する株式の種類及び数	普通株式 292,200 株
(3) 処 分 価 額	1株につき 1.108 円
(4) 処 分 総 額	323,757,600 円
(5) 処 分 予 定 先	株式会社日本カストディ銀行(信託口)
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法における届出の効力発生を条件とします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、本日開催の取締役会において、ソフト99従業員持株会（以下、「当社持株会」といいます。）に対して当社株式を安定的に供給すること及び信託財産の管理により得た収益を従業員に分配することを通じて、従業員の福利厚生を拡充を図るとともに、従業員の株価への意識や労働意欲を向上させるなど、当社の企業価値の向上を図ることを目的として、「従業員持株会支援信託E S O P」（以下、「本制度」といい、本制度に関して株式会社りそな銀行と締結する信託契約を「本信託契約」といいます。）の導入を決議いたしました。

本制度の概要につきましては、本日付「従業員持株会支援信託E S O Pの導入に関するお知らせ」をご参照ください。

なお、本自己株式の処分は、本制度の導入のため設定される株式会社日本カストディ銀行（信託口）に対して行うものであります。

処分数量につきましては、当社持株会の買付実績（直近の月例買付、奨励金及び配当再投資の実績額）を年次換算した年間買付予定額の3年分（信託設定期間）を算出し、これを処分価額で除した株数

（292,200株）であり、2022年9月30日現在の発行済株式総数22,274,688株に対し1.31%（2022年9月30日時点の総議決権数216,878個に対する割合1.35%。いずれも少数点以下第3位を四捨五入。）となります。本自己株式処分による株式は、毎月当社持株会へ少しずつ譲渡されますので、株式が大量に株式市場に流出することは考えられず、当社としましては、本自己株式処分による株式の希薄化及び流通市場への影響は軽微であると判断しております。

本信託契約の概要

- | | |
|-----------|--|
| ① 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託（他益信託） |
| ② 信託の目的 | 当社持株会に対する当社株式の安定的・継続的な供給及び受益者要件を充足する従業員に対する福利厚生制度の拡充 |
| ③ 委託者 | 当社 |
| ④ 受託者 | 株式会社りそな銀行
株式会社りそな銀行は株式会社日本カストディ銀行と特定包括信託契約を締結し、株式会社日本カストディ銀行は再信託受託者となります。 |
| ⑤ 受益者 | 当社持株会加入員のうち受益者要件を満たす者 |
| ⑥ 本信託契約日 | 2022年12月8日 |
| ⑦ 信託の期間 | 2022年12月8日～2025年12月30日 |
| ⑧ 議決権行使 | 受託者は、当社持株会の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。 |
| ⑨ 取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑩ 取得株式の総額 | 323,757,600円（予定） |
| ⑪ 株式の取得日 | 2022年12月12日 |
| ⑫ 株式の取得方法 | 当社自己株式の第三者割当により取得 |

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、当該処分に係る取締役会決議を行った日（以下、「本取締役会決議日」といいます。）の直前営業日までの1か月間（2022年10月25日から2022年11月24日まで）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均である1,108円（円未満切捨）といたしました。

本取締役会決議日の直前営業日までの1か月間の終値平均を基準としたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。また、算定期間を直近1か月としたのは、直近3か月、直近6か月と比較して、直近のマーケットプライスに最も近い一定期間を採用することが合理的であると判断したためです。

なお、処分価格1,108円については、本取締役会決議日の直前営業日の終値1,126円にたいして98.4%を乗じた額であり、本取締役会決議日の直前営業日から遡る直前3か月の終値平均1,112円（円未満切捨）に対して99.6%を乗じた額であり、あるいは同直近6か月終値平均1,114円（円未満切捨）に対して99.5%を乗じた額となっております。

上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、割当予定先に特に有利な処分価額には該当しないものと判断しております。

また、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役4名（うち2名は社外監査役）全員が、割当予定先に特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権又は取得請求権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれているものではない）ことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

以 上